

Ⅷ 生徒会に関する事項

1 生徒会会則 (制定 昭和46年7月15日 最終改正 平成31年5月22日)

第1章 総則

第1条 本会を、鹿児島県立錦江湾高等学校生徒会と称し、錦江湾高等学校の全生徒をもって組織する。

第2条 本会は、校訓の精神及び生徒心得にのっとり、生徒相互の協力により、生徒の自主性と社会性を養い、生徒の福祉を増進し、明朗な学園の建設を目的とする。

第3条 本会の会費は、月額340円とし、授業料・諸会費により徴収する。

第2章 組織及び機関

第4条 本会は、第2条の目的達成のため、本会に次の機関をおく。

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 生徒総会 | (2) 代議員会 |
| (3) 執行部会 | (4) 各学級生徒会 |
| (5) 専門部会 | (6) 部活動部長会(文化局・体育局) |
| (7) 予算委員会 | (8) 会計監査委員会 |
| (9) 選挙管理委員会 | (10) 文化祭運営委員会 |

第5条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長2名(会計1名、書記1名)、執行委員8名(学習部長1名、校紀部長1名、美化部長1名、通学部長1名、図書部長1名、保健部長1名、体育部長1名、新聞部長1名)

第6条 会長・副会長は、会員の中から直接選挙によって選出される。会長は、本会を代表して、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第7条 専門部長は、会長が会員の中から指名し、代議員会の承認を得る。

第8条 本会の役員は、年1回5月に改選し、交替は10月初めとする。

第9条 本会の役員は、原則として、兼任は認めないが、再選を妨げるものではない。

第10条 本会における各機関の会合は、それぞれ構成員の3分の2以上の出席で成立し、公開を原則とする。

第11条 本会における各機関の議事は、原則として、出席者の過半数をもって決定する。ただし、賛否同数の場合は、議長の裁量による。

第12条 本会に関するいっさいの事項は、常に顧問に連絡し、決議事項は、校長の承認を得て効力を発する。

第13条 本会は、次に掲げる場合は慶弔の意を表して会員に現金または物品を贈呈する。

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 慶弔金等 | |
| ア 死亡 会員 | 20,000円・香典料・電報・生花 |
| イ 死亡会員の父母 | 5,000円 |
| (2) 生徒会に関する各行事の記念品贈呈(花束) | |

第14条 本会には、一定の帳簿を備えて支出を明らかにするものとする。現金の出納は、生徒会会計に委託する。

第15条 本会に2名以上の監査委員をおき、毎年4月に監査を行い総会時に会員に報告するものとする。

第3章 生徒総会

第16条 生徒総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第17条 生徒総会において付議すべき事項は、次のとおりである。

- | | | |
|--------------------------------|---------------|-------------|
| (1) 予算・決算の承認 | (2) 会則の制定及び改正 | (3) 執行部会の確認 |
| (4) 本会の向上発展のため、代議員会が特に重要と認める事項 | (5) その他 | |

第18条 生徒総会は、毎年1回開くことを原則とし、下記の場合には、臨時生徒総会を開くことができる。

- | |
|------------------------|
| (1) 全会員の3分の1以上の要求がある場合 |
| (2) 代議員会の要請のある場合 |
| (3) 生徒会長が必要と認める場合 |

第19条 生徒総会は、生徒会長が校長の許可を得て招集する。

第4章 代議員会

第20条 代議員会は、本会運営全般における議決機関であり、会員の世論の審議、諸事項の企画及び諸細則の決定を行う。

第21条 代議員会は、各学級代議員2名及び執行部員により構成される。なお、代議員の任期は、学級生徒会役員の任期に準ずる。

第22条 代議員の互選により、代議員会に議長・副議長各1名をおく。なお、代議員会の議長・副議長は、生徒総会の議長・副議長を兼任する。

第23条 代議員会及び執行部会には、両会を兼ねる書記2名をおく。書記は、両会に関する記録及び報告を作成し、一般庶務を担当する。

第24条 代議員会は、毎月1回開くことを原則とし、下記の場合には、臨時に代議員会議長がこれを招集する。